

議案第 8 号

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

総務部において所管する法人等の検査及び審査に関する事務について、更なる適正な運営の確保とともに、効率的かつ効果的な事務執行に資するよう、保健福祉部に置く関係各課と一体的に実施するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市事務分掌条例(平成 14 年羽曳野市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 16 号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市事務分掌条例 新旧対照表

新	旧
<p>(総務部の事務)</p> <p>第 3 条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(総務部の事務)</p> <p>第 3 条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 法人等の検査及び審査に関すること。</u></p> <p>以下省略</p>